

太田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

太田市長 穂 積 昌 信

太田市規則第97号

太田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

太田市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成17年太田市規則第67号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項第10号中「勤務しなかった期間」の次に「と勤務時間条例第16条の3の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間とを合算した期間」を加える。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。